

健康・福祉関係

件名	保育所の入所要件について
内容	<p>現在、白井市での保育園入所条件は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月に16日以上勤務（週に4日以上勤務）</li> <li>・月に64時間以上の就労時間</li> </ul> <p>となっていると思います。</p> <p>松戸市では月に64時間以上の勤務時間で保育園に入所出来ますが、白井市では週に3日の就労は保育園入所不可と言われてしまい、とても困っております。</p> <p>白井市でも松戸市と同様に月時間での就労条件に見直していただけないでしょうか。</p>
回答	<p>白井市では、保育所の入所要件として、1日4時間以上かつ月16日（週4日）以上の勤務を条件としているところですが、これは、保育需要が高い状況を考慮し、保育を必要とする日数が多い児童を優先的に受け入れることを目的としたものです。</p> <p>入所要件については、子育て世代の働き方の多様化や社会情勢の変化に対応できるよう、現在、見直しを検討しているところです。</p> <p>今回いただきました御意見はその検討に際し、貴重な市民の意見として参考とさせていただきます、子育てをする家庭が安心して住み続けられる市となるよう、適切な保育サービスの提供に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>（関係課：保育課）</p>